

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) —	
	(所在地) —	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) —	
	(所在地) —	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考		

様式第1号（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当支給事務ファイル
行政機関等の名称	宮崎県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉保健部障がい福祉課
個人情報ファイルの利用目的	特別児童扶養手当受給者を管理するために利用する。
個人情報ファイルの記録項目	1 受給者記号・番号、2 受給資格者氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 前住所（市町村名）、7 金融機関名、8 口座番号、9 預金種類、10 口座名義人、11 年金受給の有無・種類、12 債権額、13 請求先・請求日、14 連絡先（自宅電話番号又は携帯電話番号・勤務先電話番号・配偶者の電話番号）、15 認定年月日、16 支給開始年月、17 支給停止年月、18 資格喪失年月日・喪失事由、19 手当月額、20 支給手当月額、21 転出先・転出年月日、22 転入元・転入年月日、23 国籍、24 外国人登録番号、25 在留期間、26 通称名、27 振込停止期間、28 郵便振替開始年月、29 対象児童（氏名、生年月日、続柄、同居別居の別、該当年月、有期事由・年月、非該当事由・年月日、特児等級・障害種別・認定区分、障害手帳番号一級一判定年月日一発行者、父母氏名、学校・施設名、障害名）、30 年度別月別該当児童数、31 所得変更前情報、32 年度別所得状況（所得状況届の提出の有無、生活保護の有無、扶養人数、所得の適否、職権処理の有無、受給者の所得状況、配偶者の所得状況、扶養義務者の所得状況）33 支払い状況（年度別・期別金額、支払年月日）、34 備考、35 個人番号、36 配偶者氏名、37 扶養義務者氏名
記録範囲	特別児童扶養手当受給資格者
記録情報の収集方法	本人提出の特別児童扶養手当受給申請書（認定請求書、変更届等）
記録情報に含まれる要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（病歴、障害の程度）
記録情報の経常的提供先の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有（受給者の居住市町村）

開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 福祉保健部障がい福祉課	
	(所在地) 〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) ー	
	(所在地) ー	
行政機関等匿名加工情報の概要	ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) ー	
	(所在地) ー	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	ー	
備考		